

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長 殿
- 【提出日】 平成25年7月4日提出
- 【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】 山部 努
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】 03-5555-3111
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 公社債投信（8月号）
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 継続申込期間（平成25年7月22日から平成25年8月19日まで）
5,000億円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

公社債投信（8月号）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり申込期間最終日（決算日）の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

「分配金支払いコース」をご利用の場合には、1万円以上1万円単位または1万口以上1万口単位として販売会社が定める単位とします。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位として販売会社が定める単位とします。

「財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位とします。

申込単位は、上記以外の場合もあります。くわしくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成25年7月22日から平成25年8月19日まで（継続申込期間）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込金額を販売会社に支払うものとします。

販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日（各決算日の翌営業日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込金額を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドの受益権の取得は、年1回に限定されております。

イ．1年ごとの決算日の翌営業日に限り、追加設定を行ないます。

ロ．受益権の取得の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用にならない場合があります。）。

財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄は、勤労者を対象とし、給与からの天引きによる積立貯蓄です。なお、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の場合には、収益分配金は自動的に再投資されます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用にならない場合があります。）。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(債券)))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「資産複合」...目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

商品分類表

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単体型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド
中小型株	年4回	欧州	
債券	年6回 (隔月)	アジア	
一般		オセアニア	
公債	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東 (中東)	
クレジット属性 ()	()	エマーシング	
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 (債券、その他資産 (投資信託証券(債券)))			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。

- 国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



2 当ファンドの購入は、年1回に限定されています。

- 購入の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- 換金は、原則としていつでもお申込みできます。

3 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合には、一人につき元金350万円（すでに利用している場合には、その金額を差引いた額）まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、所得税および地方税はかかりません。

(注1) 少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、平成18年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。

(注2) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、販売会社によっては、利用できない場合があります。

4 毎年8月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

※元本総額とは、元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和36年8月24日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）	
お取扱窓口 1	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
収益分配金、償還金など お申込金（ 3）		
委託会社 運用指図 2	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
損益 信託金（ 3）		
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益 投資		
投資対象	本邦通貨表示の公社債 など （ファミリーファンド方式で運用します。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3 販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成25年4月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

- 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

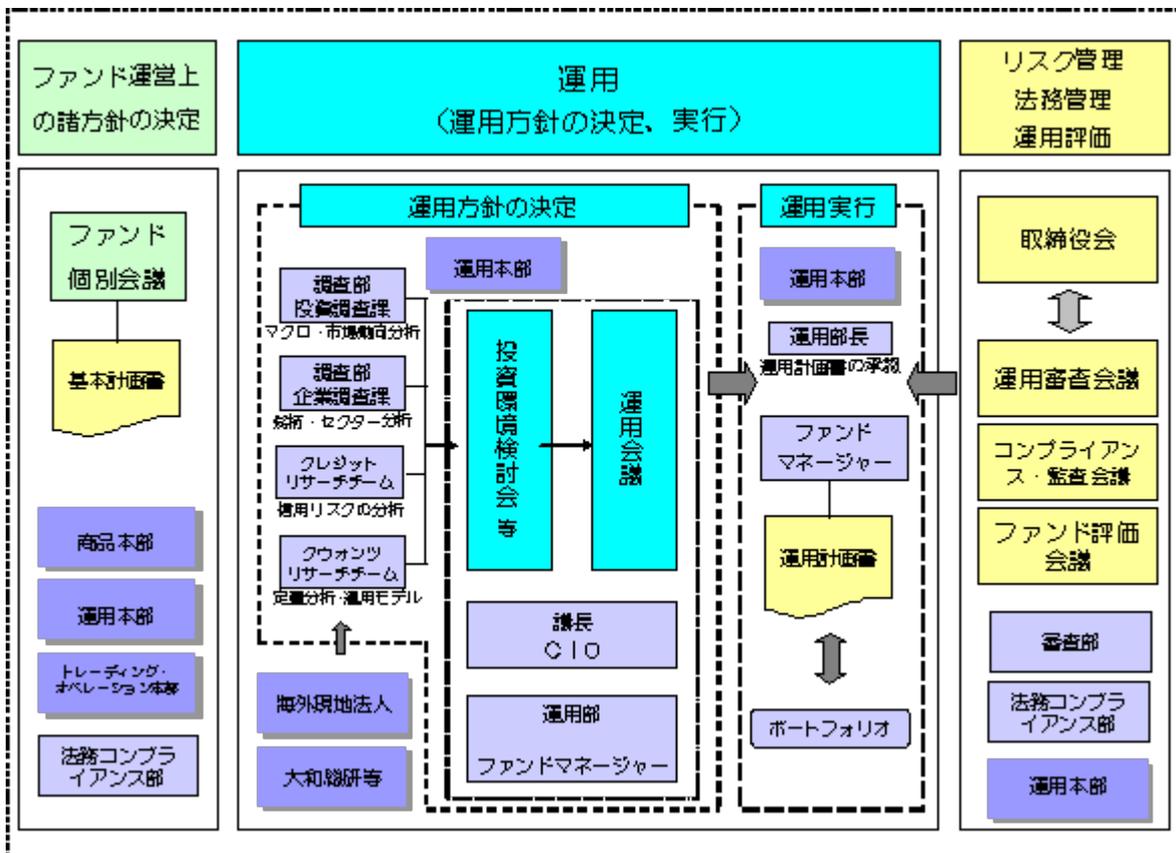
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、

必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

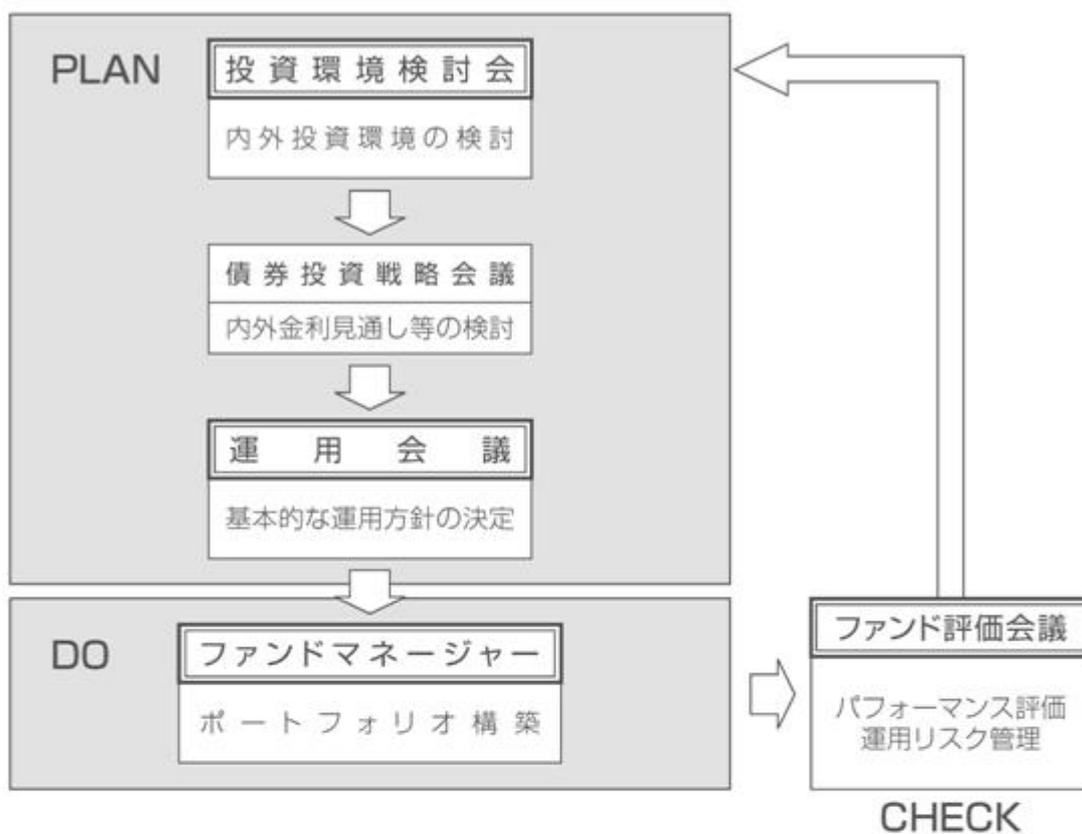
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成25年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<運用プロセスについて>



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。債券投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

(4) 【分配方針】

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金

利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付け（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ．に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ロ．前イ．の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ．前ロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

現金担保付債券貸借取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、前ロ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．前イ．の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参 考 > マザーファンド（公社債投信マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

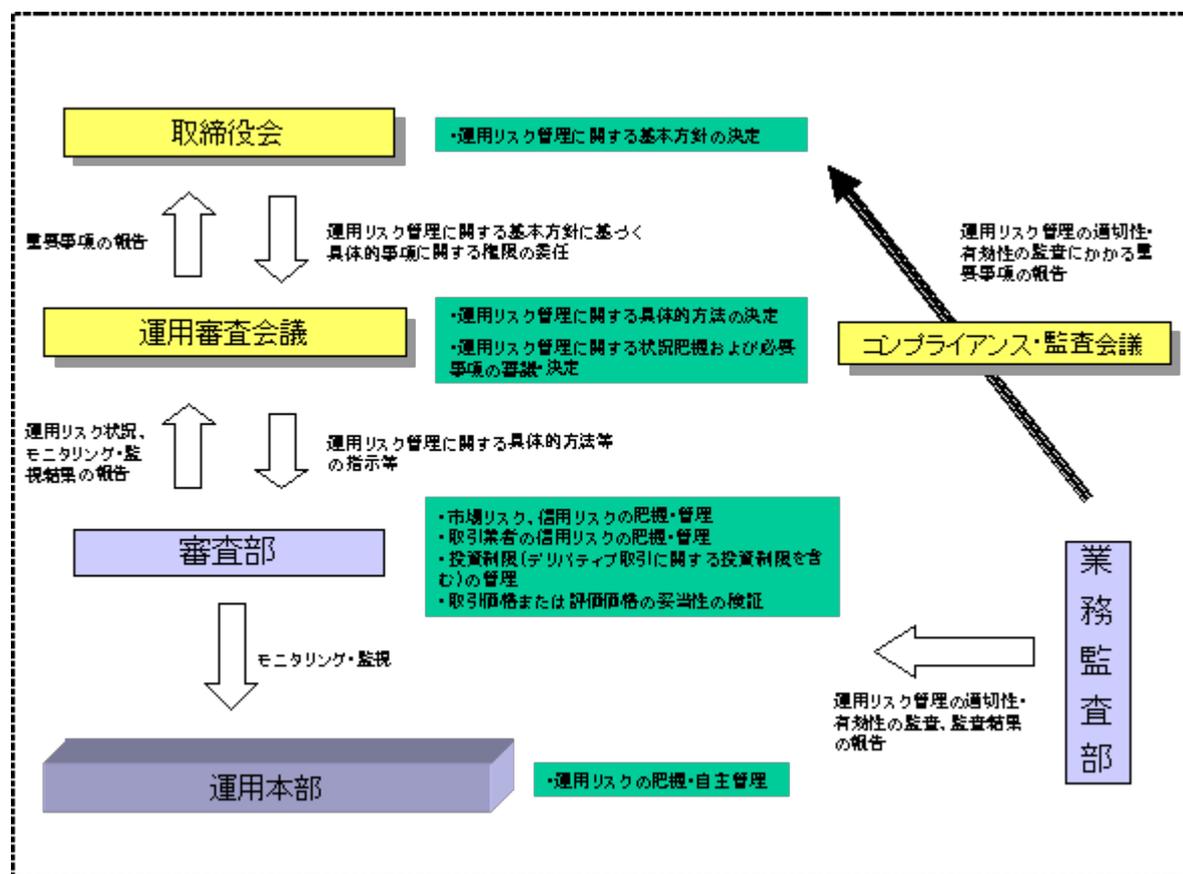
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円（税抜25円）
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円（税抜100円）
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円（税抜25円）
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.1円（税抜2円）とします。）

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限りです。）は、手数料を徴収しないことができます。

換金手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、1.の額に2.の額を加算した額以内の額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）の合計額をいいます。）に年率0.5%を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」といいます。）。なお、平成25年8月の決算日の翌日以降の基準報酬は、元本総額に年率0.02%を乗じて得た額とします。
2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本総額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」といいます。）。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本総額）に対して年率0.207%を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、原則として、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の27.6%	総額の65.4%	総額の7%
実績報酬	総額の30%	総額の70%	0

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への配分には、当該配分に対する消費税等に相当する金額が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において現金担保付債券貸借取引の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、

資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は公社債投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

個人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については利子所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

< 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄について >

当ファンドでは、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合、元金550万円までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

< マル優制度について >

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合、一人につき元金350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については利子所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 注 > 個別元本について

原則として、投資者ごとの信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1万円）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

() 上記は、平成25年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

() 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年4月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
地方債証券		1,108,787,760	6.30
	内 日本	1,108,787,760	6.30
特殊債券		1,122,048,002	6.38
	内 日本	1,122,048,002	6.38
社債券		100,848,800	0.57
	内 日本	100,848,800	0.57
親投資信託受益証券		14,396,220,192	81.83
	内 日本	14,396,220,192	81.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		864,134,249	4.91
純資産総額		17,592,039,003	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年4月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	公社債投信マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	13,815,950,281	1.0409 14,382,365,486	1.0420 14,396,220,192	- -	81.83
2	1 大阪府 7年	日本	地方債証券	500,000,000	100.52 502,602,165	100.52 502,602,165	1.800000 2013/08/28	2.86
3	1 3 9 利付商工債	日本	特殊債券	300,000,000	100.21 300,658,000	100.11 300,355,800	0.300000 2014/08/27	1.71
4	1 2 7 利付商工債	日本	特殊債券	300,000,000	100.01 300,045,366	100.01 300,045,366	0.300000 2013/08/27	1.71
5	2 3 日本学生支援	日本	特殊債券	300,000,000	100.00 300,000,000	100.00 300,000,000	0.240000 2013/07/19	1.71
6	1 6 - 8 兵庫県公債	日本	地方債証券	205,000,000	102.60 210,332,600	102.23 209,572,320	1.900000 2014/08/25	1.19
7	2 6 9 大阪府公債	日本	地方債証券	190,000,000	102.33 194,442,200	102.24 194,258,090	1.900000 2014/08/29	1.10
8	い 7 1 1 利付農林債	日本	特殊債券	120,000,000	101.28 121,539,600	101.09 121,308,360	1.050000 2014/08/27	0.69
9	1 6 - 2 静岡県公債	日本	地方債証券	100,000,000	102.07 102,074,000	102.00 102,008,500	1.800000 2014/07/25	0.58
10	4 7 三井住友銀行	日本	社債券	100,000,000	100.96 100,968,000	100.84 100,848,800	0.910000 2014/07/18	0.57

11	4 1 大阪府 5年	日本	地方債証券	100,000,000	100.34 100,346,685	100.34 100,346,685	1.270000 2013/08/28	0.57
12	い699 利付農林債	日本	特殊債券	100,000,000	100.33 100,338,476	100.33 100,338,476	1.350000 2013/08/27	0.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
地方債証券	6.30%
特殊債券	6.38%
社債券	0.57%
親投資信託受益証券	81.83%
合計	95.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第42計算期間末 (平成15年8月19日)	61,722,459,027	61,839,176,137	1.0000	1.0019
第43計算期間末 (平成16年8月19日)	46,848,267,051	46,891,742,221	1.0000	1.0009
第44計算期間末 (平成17年8月19日)	36,579,017,672	36,612,926,404	1.0000	1.0009
第45計算期間末 (平成18年8月21日)	28,965,625,866	28,993,114,221	1.0000	1.0009
第46計算期間末 (平成19年8月20日)	25,867,853,848	25,996,339,462	1.0000	1.0050
第47計算期間末 (平成20年8月19日)	23,292,494,588	23,441,426,698	1.0000	1.0064
第48計算期間末 (平成21年8月19日)	21,707,887,324	21,849,249,049	1.0000	1.0065

第49計算期間末 (平成22年8月19日)	20,655,729,440	20,745,912,303	1.0000	1.0044
第50計算期間末 (平成23年8月19日)	19,662,559,271	19,703,319,716	1.0000	1.0021
平成24年4月末日	18,984,088,833	-	1.0017	-
5月末日	18,784,602,670	-	1.0019	-
6月末日	18,629,549,330	-	1.0020	-
7月末日	18,420,179,443	-	1.0022	-
第51計算期間末 (平成24年8月20日)	18,276,580,421	18,312,420,778	1.0000	1.0020
8月末日	19,138,969,997	-	1.0001	-
9月末日	18,947,565,713	-	1.0002	-
10月末日	18,820,337,394	-	1.0003	-
11月末日	18,688,795,110	-	1.0004	-
12月末日	18,489,224,220	-	1.0006	-
平成25年1月末日	18,161,862,841	-	1.0008	-
2月末日	17,984,826,344	-	1.0009	-
3月末日	17,781,495,303	-	1.0010	-
4月末日	17,592,039,003	-	1.0010	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第42計算期間	0.001891
第43計算期間	0.000928
第44計算期間	0.000927
第45計算期間	0.000949
第46計算期間	0.004967
第47計算期間	0.006394
第48計算期間	0.006512
第49計算期間	0.004366
第50計算期間	0.002073
第51計算期間	0.001961

【収益率の推移】

	収益率(%)
第42計算期間	0.2
第43計算期間	0.1
第44計算期間	0.1
第45計算期間	0.1
第46計算期間	0.5
第47計算期間	0.6
第48計算期間	0.7
第49計算期間	0.4
第50計算期間	0.2
第51計算期間	0.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第42計算期間	4,594,159,900	22,181,303,190
第43計算期間	2,133,990,871	17,008,174,299
第44計算期間	1,714,025,652	11,983,270,220
第45計算期間	1,686,115,866	9,299,514,399
第46計算期間	1,554,950,460	4,652,700,791
第47計算期間	1,608,913,528	4,184,285,392
第48計算期間	1,321,828,394	2,906,425,631
第49計算期間	1,213,923,882	2,266,087,916
第50計算期間	1,104,738,272	2,097,916,062
第51計算期間	1,136,578,165	2,522,546,254

(参考) 公社債投信マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年4月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	3,003,747,594	1.66
内 日本	3,003,747,594	1.66
地方債証券	15,612,140,190	8.63
内 日本	15,612,140,190	8.63
特殊債券	52,879,260,133	29.22
内 日本	52,879,260,133	29.22
社債券	71,287,283,218	39.39
内 日本	71,287,283,218	39.39
その他有価証券	32,510,107,056	17.96
内 日本	32,510,107,056	17.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,677,459,699	3.14
純資産総額	180,969,997,890	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成25年4月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	オリックス CP 20130628	日本	その他有価証券	10,000,000,000	99.96 9,996,122,864	99.96 122,864	- -	5.52

2	フォレスト CP 20130531	日本	その他有価証券	7,000,000,000	99.98 6,998,876,988	99.98 870,766	- -	3.87
3	4 東京三菱 B K 劣後	日本	社債券	6,000,000,000	100.04 6,002,876,002	100.04 873,334	1.130000 2013/05/22	3.32
4	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	5,000,000,000	100.01 5,000,865,989	100.01 866,989	0.270000 2013/06/25	2.76
5	MEC Finance USA Inc	日本	社債券	5,000,000,000	100.00 5,000,000,000	100.00 000,000	0.200000 2013/09/13	2.76
6	1 3 9 利付商工債	日本	特殊債券	4,800,000,000	100.11 4,805,688,805	100.11 692,800	0.300000 2014/08/27	2.66
7	4 6 大阪府 5 年	日本	地方債証券	4,000,000,000	100.86 4,034,706,638	100.86 706,638	1.210000 2014/02/26	2.23
8	1 6 みずほコーポレート	日本	社債券	3,300,000,000	101.08 3,335,733,788	101.16 418,600	1.235000 2014/06/03	1.84
9	1 4 東日本高速道	日本	社債券	3,300,000,000	100.06 3,302,005,302	100.06 009,700	0.298000 2014/09/19	1.82
10	2 3 日本学生支援	日本	特殊債券	3,300,000,000	100.00 3,300,000,000	100.00 000,000	0.240000 2013/07/19	1.82
11	1 みずほコーポ劣後	日本	社債券	3,000,000,000	101.48 3,044,403,023	101.48 405,123	2.100000 2014/02/12	1.68
12	1 鉄道建設・運輸	日本	特殊債券	3,000,000,000	101.13 3,034,173,635	101.13 172,645	1.500000 2014/03/26	1.68
13	2 5 2 10 年国債	日本	国債証券	3,000,000,000	100.12 3,003,743,693	100.12 747,594	1.000000 2013/06/20	1.66
14	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	3,000,000,000	100.01 3,000,523,080	100.01 525,282	0.260000 2013/07/10	1.66
15	2 4 日本学生支援	日本	特殊債券	3,000,000,000	99.99 2,999,833,999	99.99 835,300	0.201000 2013/09/20	1.66
16	JXホールディングス CP 20130708	日本	その他有価証券	3,000,000,000	99.98 2,999,410,927	99.98 410,327	- -	1.66
17	い 7 0 5 利付農林債	日本	特殊債券	2,930,000,000	100.99 2,959,092,925	100.99 094,925	1.350000 2014/02/27	1.64
18	2 3 新日本石油	日本	社債券	2,800,000,000	100.01 2,800,542,806	100.01 544,906	0.900000 2013/05/10	1.55
19	2 花王	日本	社債券	2,700,000,000	100.24 2,706,609,076	100.24 609,075	1.910000 2013/06/20	1.50
20	5 0 都市再生	日本	特殊債券	2,600,000,000	100.09 2,602,452,400	100.09 451,800	0.359000 2014/06/20	1.44
21	2 2 福祉医療機構	日本	特殊債券	2,500,000,000	100.00 2,500,242,680	100.00 244,080	0.301000 2013/06/20	1.38
22	3 U F J 銀行 S U B	日本	社債券	2,200,000,000	100.15 2,203,448,946	100.15 446,946	1.300000 2013/06/26	1.22
23	2 5 5 大阪府公債	日本	地方債証券	2,162,000,000	100.05 2,163,233,368	100.05 235,310	0.500000 2013/06/27	1.20
24	1 1 J F E ホールディングス	日本	社債券	2,100,000,000	100.37 2,107,860,747	100.37 860,744	1.278000 2013/09/10	1.16
25	い 6 9 8 利付農林債	日本	特殊債券	2,100,000,000	100.31 2,106,670,892	100.31 670,892	1.500000 2013/07/26	1.16

26	ストレイトキャピタル CP 20130527	日本	其他有価証券	2,100,000,000	99.99 2,099,798,072	99.99 798,072	- -	1.16
27	い706 利付農林債	日本	特殊債券	2,000,000,000	101.07 2,021,593,020	101.07 595,160	1.350000 2014/03/27	1.12
28	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	2,000,000,000	100.00 2,000,110,892	100.00 110,892	0.220000 2014/02/13	1.11
29	3 住友信託 劣後	日本	社債券	1,900,000,000	101.63 1,930,970,960	101.63 970,000	1.940000 2014/04/28	1.07
30	50 日本政策投資 B	日本	特殊債券	1,900,000,000	100.16 1,903,179,294	100.16 179,294	1.410000 2013/06/20	1.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	1.66%
地方債証券	8.63%
特殊債券	29.22%
社債券	39.39%
其他有価証券	17.96%
合計	96.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

其他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

2013年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

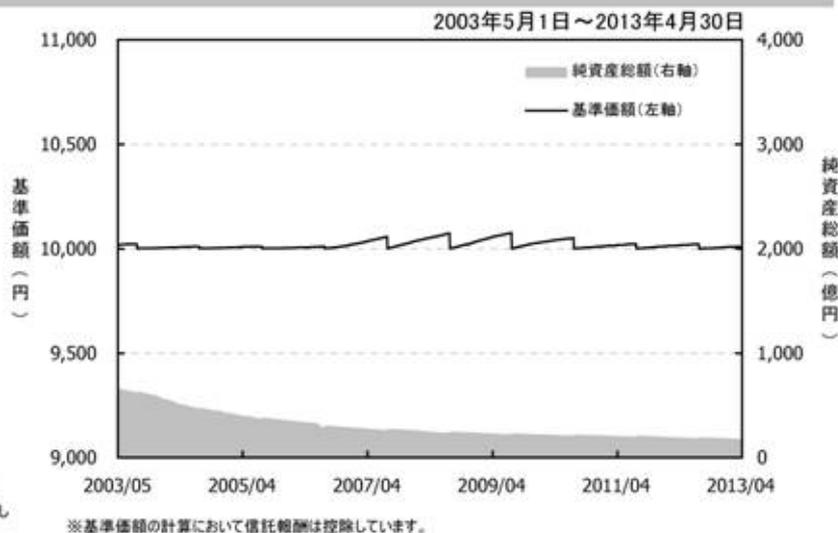
基準価額・純資産の推移

基準価額	10,010円
純資産総額	175億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	-0.0%
3か月間	0.0%
6か月間	0.1%
1年間	0.1%
3年間	0.5%
5年間	1.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。



分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 19.61円 設定来分配金合計額: 25,585.11円

決算期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
	01年8月	02年8月	03年8月	04年8月	05年8月	06年8月	07年8月	08年8月	09年8月	10年8月	11年8月	12年8月
分配金	120円	148.89円	18.91円	9.28円	9.27円	9.49円	49.67円	63.94円	65.12円	43.66円	20.73円	19.61円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成		格付別構成			組入上位10銘柄				
種類	比率	債券	比率	短期金融資産	比率	組入銘柄	資産	償還日(期日)	比率
国債証券	1.4%	AAA	-	A-1	15.9%	オリックス	CP	2013/06/28	4.5%
地方債証券	13.4%	AA	38.8%	A-2	-	139 利付商工債	債券	2014/08/27	3.9%
特殊債証券	17.5%	A	32.7%	A-3	-	フォレスト	CP	2013/05/31	3.2%
金融債券	12.8%	BBB	-	B以下	-	4 東京三菱BK劣後	債券	2013/05/22	2.7%
普通社債券等	32.8%	BB以下	-	無格付	-	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	債券	2013/06/25	2.3%
CP	14.7%	無格付	12.7%			MEC Finance USA Inc	債券	2013/09/13	2.3%
CD	-					127 利付商工債	債券	2013/08/27	1.7%
CP現先取引	-					16 みずほコーポレート	債券	2014/06/03	1.5%
国債現先取引	-					14 東日本高速道	債券	2014/09/19	1.5%
コール・ローン、その他	7.5%					1 みずほコーポ劣後	債券	2014/02/12	1.4%
合計	100.0%	合計	84.1%	合計	15.9%	合計			24.9%

※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の国債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。

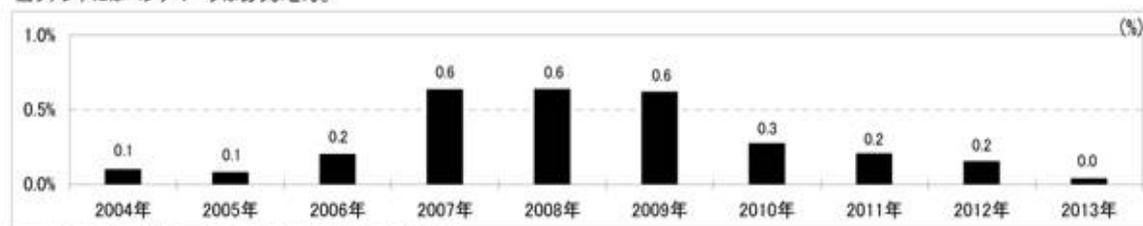
※格付別構成は、有価証券に対する比率です。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は4月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1万口単位または1万円単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」については、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄については、1,000円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、かかりません。

販売会社が定める時間までに受付けた取得の申込みを、当日の受付分として取扱います。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社が定める時間までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位（当該受益者が「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用している場合には1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から、当該一部解約にかかる実績報酬を控除した価額とします。

受益者は、解約価額を、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212
(営業日の9:00~17:00)

委託会社は、受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収するものとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円(税抜25円)
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円(税抜100円)
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円(税抜25円)
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円(税抜100円)以内(実際に適用する金額は、1万口につき2.1円(税抜2円)とします。)

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき(委託会社に申出た場合に限り、)は、手数料を徴収しないことができます。

1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税()、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を差引いた額とします。

()くわしくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、これにより、受益者に対し一部解約金を支払う責に任じないものとします。

ロ. 買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があった場合には、その買取りの申込みを受け付けた日の基準価額から実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税()に相当する金額ならびに一部解約にかかる手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、振替受益権を買取るものとします。

()くわしくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

受益者は、当該価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

振替受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。ただし、「分配

金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄にかかる振替受益権については、1口単位とすることができません。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。また、委託会社は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年8月20日から翌年8月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

なお、販売会社によっては、次のようなとりまとめ交付を採用しています。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、年1回、公社債投信の1月号から12月号までの運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、年4回、3か月分の運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。なお、ご希望により、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、毎月決算ごと、年4回（3か月分とりまとめ）、年2回（6か月分とりまとめ）のいずれかに、財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、毎月決算ごとに送付方法を変更するこ

とができます。変更をご希望の方は販売会社にお申出下さい。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに支払います。

ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期計算期間（平成23年8月20日から平成24年8月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

公社債投信（8月号）

【財務諸表】

公社債投信（8月号）
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第50期 平成23年8月19日現在	第51期 平成24年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	156,480,071	1,270,487,840
地方債証券	1,010,302,306	909,182,676
特殊債券	3,525,233,174	2,701,654,968
社債券	702,677,153	-
親投資信託受益証券	14,297,513,609	13,427,568,732
未収利息	27,868,843	19,814,279
前払費用	3,819,997	2,158,955
流動資産合計	19,723,895,153	18,330,867,450
資産合計		
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,760,445	35,840,357
未払解約金	9,150,691	8,053,212
未払受託者報酬	291,445	274,277
未払委託者報酬	10,921,477	9,920,867
その他未払費用	211,824	198,316
流動負債合計	61,335,882	54,287,029
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	19,662,539,842	18,276,571,753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,429	8,668
元本等合計	19,662,559,271	18,276,580,421
純資産合計		
負債純資産合計	19,723,895,153	18,330,867,450

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第50期	第51期
	自 平成22年8月20日 至 平成23年8月19日	自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
営業収益		
受取利息	69,494,806	45,741,742
有価証券売買等損益	14,626,693	3,400,134
営業収益合計	54,868,113	49,141,876
営業費用		
受託者報酬	291,445	274,277
委託者報酬	10,921,477	9,920,867
その他費用	437,715	411,929
営業費用合計	11,650,637	10,607,073
営業利益	43,217,476	38,534,803
経常利益	43,217,476	38,534,803
当期純利益	43,217,476	38,534,803
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,808	19,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,449,410	2,705,207
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,449,410	2,705,207
分配金	₁ 40,760,445	₁ 35,840,357
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,429	8,668

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第51期 自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成24年8月19日が休日のため、当計算期間末日を平成24年8月20日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

(追加情報)

第51期 自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
第51期計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第50期 平成23年8月19日現在	第51期 平成24年8月20日現在
1. 1 期首元本額	20,655,717,632円	19,662,539,842円
期中追加設定元本額	1,104,738,272円	1,136,578,165円
期中一部解約元本額	2,097,916,062円	2,522,546,254円
2. 計算期間末日における受益権の総数	19,662,539,842口	18,276,571,753口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第50期 自 平成22年8月20日 至 平成23年8月19日	第51期 自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
1 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額40,779,874円を分配対象額として40,760,445円（1万口当たり20.73円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額35,849,025円を分配対象額として35,840,357円（1万口当たり19.61円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第51期 自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第51期 平成24年8月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第50期 平成23年8月19日現在	第51期 平成24年8月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
地方債証券	9,178,046	6,207,624
特殊債券	29,922,826	24,543,732
社債券	3,547,947	-
親投資信託受益証券	17,937,433	28,252,381
合計	24,711,386	2,498,975

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第50期 平成23年8月19日現在	第51期 平成24年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第51期 自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第50期 平成23年8月19日現在	第51期 平成24年8月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	5 8 8 東京都公債	300,000,000	300,038,076	
	1 大阪府 7年	500,000,000	508,066,500	
	4 1 大阪府 5年	100,000,000	101,078,100	
地方債証券 合計			909,182,676	
特殊債券	2 3 日本学生支援	300,000,000	300,000,000	
	い 6 8 7 利付商工債	500,000,000	500,128,758	
	い 6 8 7 利付農林債	300,000,000	300,073,485	
	い 6 9 9 利付農林債	100,000,000	101,058,000	
	2 1 3 信金中金	900,000,000	900,231,693	
	1 1 5 利付商工債	300,000,000	300,024,732	
	1 2 7 利付商工債	300,000,000	300,138,300	
特殊債券 合計			2,701,654,968	
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	12,901,199,781	13,427,568,732	
親投資信託受益証券 合計			13,427,568,732	
合計			17,038,406,376	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「公社債投信マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年8月19日現在	平成24年8月20日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	346,176,019	8,970,223,586
国債証券	2,800,806,533	26,022,211,432
地方債証券	26,268,006,269	10,055,934,840
特殊債券	68,277,921,048	70,927,382,660
社債券	75,033,538,849	50,081,238,918
その他有価証券 2	9,996,090,946	9,997,010,263
未収利息	541,985,629	312,379,188
前払費用	46,747,458	30,237,275
流動資産合計	183,311,272,751	176,396,618,162
資産合計	183,311,272,751	176,396,618,162
負債の部		
流動負債		
未払金	-	525,678,950
流動負債合計	-	525,678,950
負債合計	-	525,678,950
純資産の部		
元本等		
元本 1	176,579,423,882	168,976,208,695
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,731,848,869	6,894,730,517
元本等合計	183,311,272,751	175,870,939,212
純資産合計	183,311,272,751	175,870,939,212
負債純資産合計	183,311,272,751	176,396,618,162

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（追加情報）

自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成23年8月19日現在	平成24年8月20日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	170,003,245,378円	176,579,423,882円
同期中における追加設定元本額	161,531,707,091円	97,398,217,641円
同期中における一部解約元本額	154,955,528,587円	105,001,432,828円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
公社債投信（1月号）	12,735,265,937円	12,629,472,054円
公社債投信（2月号）	12,978,907,065円	11,602,731,572円
公社債投信（3月号）	10,644,264,069円	10,556,760,921円
公社債投信（4月号）	11,636,057,484円	12,499,430,123円
公社債投信（5月号）	9,802,536,673円	10,646,889,483円
公社債投信（6月号）	19,856,375,463円	18,746,123,137円
公社債投信（7月号）	22,822,327,561円	21,921,165,176円
公社債投信（8月号）	13,772,771,033円	12,901,199,781円
公社債投信（9月号）	12,695,828,852円	11,872,721,654円
公社債投信（10月号）	12,792,212,438円	11,323,315,848円
公社債投信（11月号）	12,688,813,485円	11,795,019,184円
公社債投信（12月号）	24,154,063,822円	22,481,379,762円
計	176,579,423,882円	168,976,208,695円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	176,579,423,882口	168,976,208,695口
3. 2 その他有価証券の内訳	短期社債等	短期社債等
	9,996,090,946円	9,997,010,263円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年8月20日 至 平成24年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成24年8月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成23年8月19日現在	平成24年8月20日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	415,654	7,125,576
地方債証券	88,908,151	29,918,413
特殊債証券	112,877,801	153,774,657
社債証券	188,932,406	74,221,109
その他有価証券 （短期社債等）	4,560,479 (4,560,479)	3,986,216 (3,986,216)
合計	386,573,533	261,053,539

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年4月20日から平成23年8月19日まで、及び平成24年4月20日から平成24年8月20日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成23年8月19日現在	平成24年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成23年8月19日現在	平成24年8月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0381円 (10,381円)	1.0408円 (10,408円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 0 3 2年国債	3,000,000,000	3,001,824,336	
	2 5 2 10年国債	3,000,000,000	3,022,337,781	
	2 8 8 国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,602,785	
	2 9 0 国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,519,216	
	2 9 1 国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,423,064	
	2 9 7 国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,504,250	

国債証券 合計		26,022,211,432
地方債証券	5 9 8 東京都公債	500,000,000
	1 5 - 2 北海道公債	184,000,000
	1 5 - 3 北海道公債	103,100,000
	1 5 - 8 北海道公債	126,300,000
	1 9 - 8 北海道5年	1,325,000,000
	1 9 - 1 0 北海道5年	1,000,000,000
	1 9 - 1 3 北海道5年	200,000,000
	1 9 - 1 5 北海道5年	200,000,000
	2 5 0 大阪府公債	426,770,000
	2 5 2 大阪府公債	409,800,000
	2 5 6 大阪府公債	100,000,000
	2 5 7 大阪府公債	200,000,000
	1 大阪府7年	770,000,000
	3 6 大阪府5年	464,000,000
	4 0 大阪府5年	203,290,000
	4 1 大阪府5年	400,000,000
	1 4 - 3 兵庫県公債	1,068,100,000
	1 4 - 4 兵庫県公債	400,000,000
	1 9 - 8 兵庫県5年	500,000,000
	2 0 - 2 あいち県民	403,400,000
	1 4 - 1 広島県公債	200,000,000
	2 1 - 1 2 福岡県3年	100,000,000
	1 共同発行地方債	500,000,000
	1 4 - 1 1 大阪市公債	100,000,000
	1 4 - 1 広島市公債	124,300,000
地方債証券 合計		10,055,934,840
特殊債券	7 日本政策投資B K	2,700,000,000
	9 日本政策投資B K	100,000,000
	4 3 日本政策投資B	300,000,000
	5 0 日本政策投資B	1,900,000,000
	7 2 道路機構	7,100,000,000
	1 2 道路債券	300,000,000
	2 3 道路債券	100,000,000
	8 2 3 政保公営企業	300,000,000
	8 2 9 政保公営企業	524,000,000
	1 公営企業5年	2,100,000,000
	3 首都高速道路	100,000,000
	4 首都高速道路	200,000,000
	7 首都高速道路	200,000,000
	ろ - 4 1 特別首都高	100,000,000
	1 3 4 政保阪神高速	202,000,000
	4 阪神高速道路	100,000,000
	1 7 3 政保中小企業	921,000,000
	2 1 中小企業債券	800,000,000
	2 3 中小企業債券	2,400,000,000
	2 6 中小企業債券	1,300,000,000
	3 2 中小企業債券	300,000,000
	4 鉄道建設	700,000,000
	8 国際協力銀行	300,000,000
	3 1 国際協力銀行	1,200,000,000
	4 4 都市再生	200,000,000
	2 2 福祉医療機構	2,500,000,000
	1 4 7 政保預金保険	100,000,000
	1 5 3 政保預金保険	1,600,000,000
	4 住宅支援機構	800,000,000

1 3	住宅支援機構	900,000,000	909,124,785
3 6	国民生活債券	1,000,000,000	1,005,533,800
2 0	日本学生支援	100,000,000	100,005,566
2 2	日本学生支援	1,300,000,000	1,300,358,228
2 3	日本学生支援	3,300,000,000	3,300,000,000
2	沖縄振興開発	100,000,000	101,612,800
い6 8 7	利付商工債	400,000,000	400,102,578
い6 8 8	利付商工債	300,000,000	300,335,472
い6 9 4	利付商工債	200,000,000	201,059,652
い6 9 5	利付商工債	300,000,000	301,912,804
い6 8 7	利付農林債	1,500,000,000	1,500,367,425
い6 8 8	利付農林債	200,000,000	200,213,608
い6 8 9	利付農林債	2,000,000,000	2,004,727,136
い6 9 0	利付農林債	2,200,000,000	2,206,391,924
い6 9 1	利付農林債	200,000,000	200,721,170
い6 9 2	利付農林債	1,000,000,000	1,004,334,384
い6 9 3	利付農林債	1,500,000,000	1,507,709,465
い6 9 4	利付農林債	1,100,000,000	1,105,502,596
い6 9 5	利付農林債	2,300,000,000	2,313,107,844
い6 9 8	利付農林債	100,000,000	101,115,400
い7 0 3	利付農林債	100,000,000	101,613,400
2 1 3	信金中金	900,000,000	900,230,979
2 1 4	信金中金	1,000,000,000	1,001,118,240
2 1 5	信金中金	1,200,000,000	1,202,693,695
2 1 6	信金中金	2,740,000,000	2,747,591,608
2 1 8	信金中金	530,000,000	532,115,240
2 1 9	信金中金	500,000,000	502,446,275
2 2 0	信金中金	700,000,000	703,499,058
2 2 1	信金中金	200,000,000	201,207,264
1 1 5	利付商工債	700,000,000	700,057,589
1 1 9	利付商工債	2,700,000,000	2,701,664,526
1 2 0	利付商工債	6,600,000,000	6,603,607,168
1 2 3	利付商工債	800,000,000	800,746,064
1 2 5	利付商工債	700,000,000	700,535,020
1	利付商工債券	400,000,000	400,409,220
2	住宅機構財形	300,000,000	300,269,730
3	住宅機構財形	160,000,000	160,411,708
5	住宅機構財形	729,000,000	736,058,415
2 4	鉄道建設・運	300,000,000	301,820,054
特殊債券 合計			70,927,382,660
社債券			
2	A U S T ・ N Z 銀行	400,000,000	400,030,140
7	東日本高速道路	6,900,000,000	6,902,584,854
8	東日本高速道路	600,000,000	600,149,449
9	東日本高速道路	700,000,000	700,522,200
1 0	西日本高速道	200,000,000	200,505,400
5	キリンホールディングス	400,000,000	400,317,132
1	セブンアンドアイ	100,000,000	101,013,487
2 5	三菱化学	300,000,000	302,169,960
2	花王	1,500,000,000	1,521,890,624
6	エーザイ	300,000,000	303,511,128
2 3	新日本石油	2,500,000,000	2,512,755,210
5 6	住友金属工業	100,000,000	100,673,768
9	J F E ホールディングス	500,000,000	501,400,460
4 8	東芝	423,000,000	424,516,959
1 6	ソニー	600,000,000	600,466,275
5 0	日産自動車	100,000,000	100,928,000

1	HOYA	300,000,000	300,305,799
68	丸紅	200,000,000	202,314,765
14	クレディセゾン	400,000,000	403,064,661
9	みずほコーポレート	2,100,000,000	2,104,294,076
11	みずほコーポレート	2,200,000,000	2,207,459,952
12	みずほコーポレート	1,200,000,000	1,208,063,572
13	みずほコーポレート	500,000,000	504,915,648
14	みずほコーポレート	200,000,000	203,168,200
92	三菱東京UFJBK	800,000,000	801,546,504
95	三菱東京UFJBK	200,000,000	200,730,445
108	三菱東京UFJBK	1,000,000,000	1,000,388,368
115	三菱東京UFJBK	1,600,000,000	1,600,432,294
4	東京三菱BK劣後	2,900,000,000	2,914,762,238
3	UFJ銀行 SUB	1,500,000,000	1,512,301,261
41	三井住友銀行	600,000,000	601,039,680
42	三井住友銀行	1,000,000,000	1,003,442,645
43	三井住友銀行	500,000,000	503,030,794
6	三井住友BK劣後	500,000,000	505,911,442
12	日産フィナンシャル	100,000,000	100,297,982
13	日産フィナンシャル	1,400,000,000	1,402,573,200
12	ホンダファイナンス	300,000,000	302,667,047
33	トヨタファイナンス	900,000,000	907,155,714
119	オリックス	300,000,000	300,173,515
127	オリックス	100,000,000	100,738,678
129	オリックス	470,000,000	475,090,600
131	オリックス	500,000,000	505,206,932
135	オリックス	1,100,000,000	1,109,332,353
136	オリックス	100,000,000	100,728,690
9	野村ホールディングス	800,000,000	801,870,190
	0.27% Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd 20130625	5,000,000,000	5,004,783,176
	0.26% Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd 20130710	3,000,000,000	3,002,396,723
3	三井住友海上	400,000,000	401,364,080
21	三井不動産	200,000,000	201,146,172
20	NTTデータ	1,900,000,000	1,915,106,476
社債券 合計			50,081,238,918
その他有価証券	(短期社債等)		
	オリックス CP 20120928	10,000,000,000	9,997,010,263
	(短期社債等) 合計		9,997,010,263
その他有価証券 合計			9,997,010,263
合計			167,083,778,113

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年8月21日から平成25年2月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

公社債投信（8月号）

【中間財務諸表】

公社債投信（8月号）
(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

当中間計算期間末 平成25年2月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	898,634,691
地方債証券	604,644,180
特殊債券	901,071,829
親投資信託受益証券	15,693,252,590
未収利息	6,135,136
前払費用	259,726
流動資産合計	18,103,998,152
資産合計	18,103,998,152
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,119,517
未払受託者報酬	131,820
未払委託者報酬	1,817,756
その他未払費用	197,807
流動負債合計	8,266,900
負債合計	8,266,900
純資産の部	
元本等	
元本	18,080,340,571
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	15,390,681
元本等合計	18,095,731,252
純資産合計	18,095,731,252
負債純資産合計	18,103,998,152

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
営業収益	
受取利息	7,826,768
有価証券売買等損益	10,140,223
営業収益合計	17,966,991
営業費用	
受託者報酬	131,820
委託者報酬	1,817,756
その他費用	197,807
営業費用合計	2,147,383
営業利益	15,819,608
経常利益	15,819,608
中間純利益	15,819,608
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,668
剰余金減少額又は欠損金増加額	437,595
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	437,595
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	15,390,681

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 平成25年2月20日現在
1. 1期首元本額	18,276,571,753円
期中追加設定元本額	1,114,367,168円
期中一部解約元本額	1,310,598,350円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	18,080,340,571口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 平成25年2月20日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 平成25年2月20日現在

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 平成25年2月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0009円 (10,009円)

（参考）

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「公社債投信マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		平成25年2月20日現在
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		11,275,910,881
国債証券		21,007,264,121
地方債証券		16,757,882,878
特殊債券		56,577,115,555
社債券		73,396,068,367
その他有価証券	2	7,997,973,844
未収利息		317,880,008
前払費用		34,808,814
流動資産合計		187,364,904,468
資産合計		187,364,904,468
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1	179,839,651,390
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,525,253,078
元本等合計		187,364,904,468
純資産合計		187,364,904,468
負債純資産合計		187,364,904,468

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成25年2月20日現在
1. 1 期首	平成24年8月21日
期首元本額	168,976,208,695円
期中追加設定元本額	47,797,509,679円
期中一部解約元本額	36,934,066,984円
期末元本額の内訳 ファンド名	

公社債投信(1月号)		14,789,195,384円
公社債投信(2月号)		11,573,374,731円
公社債投信(3月号)		9,865,110,169円
公社債投信(4月号)		11,491,279,000円
公社債投信(5月号)		9,926,744,779円
公社債投信(6月号)		17,228,991,022円
公社債投信(7月号)		20,432,999,053円
公社債投信(8月号)		15,063,594,347円
公社債投信(9月号)		14,543,732,475円
公社債投信(10月号)		14,637,124,043円
公社債投信(11月号)		13,725,394,494円
公社債投信(12月号)		26,562,111,893円
計		179,839,651,390円
2. 期末日における受益権の総数		179,839,651,390口
3. 2 その他有価証券の内訳	短期社債等	7,997,973,844円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年2月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年2月20日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成25年2月20日現在
1口当たり純資産額	1.0418円
(1万口当たり純資産額)	(10,418円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年4月30日

資産総額	17,611,031,037円
負債総額	18,992,034円
純資産総額（ - ）	17,592,039,003円
発行済数量	17,574,839,974口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0010円

(参考) 公社債投信マザーファンド

純資産額計算書

平成25年4月30日

資産総額	181,185,803,450円
負債総額	215,805,560円
純資産総額（ - ）	180,969,997,890円
発行済数量	173,668,695,211口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0420円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	87,410
追加型株式投資信託	427	8,909,389
株式投資信託 合計	431	8,996,799
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,813,985
公社債投資信託 合計	17	2,813,985
総合計	448	11,810,783

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1,003,450
建物（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850
商標権	132	-
その他	471	-
投資その他の資産	16,375,520	15,113,434
投資有価証券	10,034,136	8,342,934
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	136,315
従業員に対する長期貸付金	112,674	92,527

差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産(純額)	1	409,876	1	402,340
貸倒引当金		9,950		9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	2 3,702,277	2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	-
資産除去債務	292,000	-
その他	87,535	-
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	-	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
特別損失				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

（単位:千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	137,920	430,470
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	32,119	53,783
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293
当期末残高	34,847,077	35,231,371

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

（4）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に依りて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

5．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 2,692円
 基準日 平成24年 3月31日
 効力発生日 平成24年 6月26日

当事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年 6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「 2 . 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（ <注 2>参照のこと）。

前事業年度（平成24年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用（* 1）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（* 2）	(87,535)	(87,535)	-

（* 1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（* 2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額

(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3) 未収入金	521,825	521,825	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3) 未払費用(*1)	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

(*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			

証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	49,871	55,101	5,230
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（１）株式	93,459	55,101	38,357
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	141,128	39,827	-
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469

合計	28,255,753	319,271	36,469
----	------------	---------	--------

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。
当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	株価指数先物取引 売建				
	TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引(譲渡損)	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428,233	2,428,233
建物(資産除去債務)	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138
その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の

原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

変動の内容	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証（注）	1,372,770	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に

じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------------	-------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 （平成25年 3月末日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に 定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	2,065	
安藤証券株式会社	2,280	
今村証券株式会社	500	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
エース証券株式会社	8,831	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
株式会社 S B I 証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
共和証券株式会社	500	
極東証券株式会社	5,251	
寿証券株式会社	305	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社証券ジャパン	3,000	
大熊本証券株式会社	343	
立花証券株式会社	6,695	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
中原証券株式会社	506	
奈良証券株式会社	117	
新潟証券株式会社	600	
西村証券株式会社	500	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
八十二証券株式会社	800	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307	
ばんせい証券株式会社	1,558	
日の出証券株式会社	4,650	

ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸三証券株式会社	10,000	
三木証券株式会社	500	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
むさし証券株式会社	5,000	
八幡証券株式会社	1,260	
山形證券株式会社	100	
豊証券株式会社	2,540	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000	
株式会社青森銀行	19,562	
株式会社大分銀行	19,598	
株式会社大垣共立銀行	36,166	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
株式会社香川銀行	12,014	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
岐阜信用金庫	21,729	(注1)
株式会社京都銀行	42,103	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東京スター銀行	26,000	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社福井銀行	17,965	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社山形銀行	12,008	
労働金庫連合会	120,000	(注2)

(注1) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注2) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないません。

3 【資本関係】

委託会社は、安藤証券株式会社の株式を40,000株所有しています。

委託会社は、岡地証券株式会社の株式を240,000株所有しています。

委託会社は、共和証券株式会社の株式を230,000株所有しています。

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しています。

委託会社は、奈良証券株式会社の株式を250,000株所有しています。

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しています。

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を207,750株所有しています。

委託会社は、リテラ・クリア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成24年9月21日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（8月号）の平成23年8月20日から平成24年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信（8月号）の平成24年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年3月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（8月号）の平成24年8月21日から平成25年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信（8月号）の平成25年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月21日から平成25年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法

の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。